



令和8年7月2日

議長 友 永 修 様

提出者 松 本 妙 子

同 米 田 貴 志

同 岩 崎 雅 秋

同 糸 原 佳 一

同 南 加代子

賛成者 中 岡 佐 織

議案の提出について

下記の議案を、別紙のとおり地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

記

市議案第 3 号 岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正について

岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「、研修及び広報」を「及び研修」に改める。

別表広報費の項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費について適用し、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の岸和田市議会政務活動費の交付に関する条例の規定により交付された政務活動費については、なお従前の例による。

理 由

政務活動費の適正な運用を期し、その使途に関し透明性を確保するため、これを充てることができる経費の範囲から広報費を削除することから、関係する規定の整備を図るため。